

山梨県公報

第五百四十九号

令和七年

三月二十七日

木 曜 日

目 次

○指定納付受託者の指定.....	一四一
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数.....	一四一
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定.....	一四二
○電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	一四二
○都市計画事業の認可(二件).....	一四二
○都市計画事業の事業計画の変更認可(二件).....	一四二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	一四三
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除.....	一四四
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	一四五
公 告	
○大規模小売店舗の名称等の変更の届出.....	一四五
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出.....	一四六
○収去飼料の試験結果の概要.....	一四六
○開発行為に関する工事の完了について.....	一四八
選挙管理委員会	
○不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し.....	一四八

告 示

山梨県告示第七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年三月二十七日

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 アマゾンジャパン合同会社 東京都目黒区下目黒一丁目八番一号
- 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

黒区下目黒一丁目八番一号

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)

三 指定納付受託者を指定した日 令和七年三月十七日

四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

1 VISA

2 MasterCard

3 American Express

4 Diners Club

5 JCB

6 銀聯

五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年三月十七日から同月三十一日まで

山梨県告示第八十号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定による知事が定める数を次のとおり定め、令和七年四月一日から適用する。なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数(令和六年山梨県告示第七十九号)は、令和七年三月三十一日限り、廃止する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 政令第九条第三項の規定により医療費指数反映係数として知事が定める数 ○・五

二 政令第九条第五項の規定により一般納付金所得係数として知事が定める数 一・〇

五〇一四四二六一八一二七

三 政令第九条第八項の規定により一般納付金基礎額調整係数として知事が定める数 一・〇二四九〇一一四五九七八〇

四 政令第九条第九項の規定により一般納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七

五 政令第十条第三項の規定により後期高齢者支援金等納付金所得係数として知事が定める数 一・〇四八七八一九四四六〇八一

六 政令第十条第六項の規定により後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九九七九一九六九

七 政令第十条第七項の規定により後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七

八 政令第十一条第三項の規定により介護納付金納付金所得係数として知事が定める数 一・〇七四二五八九九〇〇七七七

九 政令第十一条第六項の規定により介護納付金納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九九一九七四九

十 政令第十一条第七項の規定により介護納付金納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七

山梨県告示第八十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定する区域 韮崎市穂坂町三ツ澤字西坊来石五百六十四番二の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第八十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	四二一号	甲州市塩山千野字獅子ノ前四二一番一地先から 甲州市塩山赤尾字坂下二九八番三地先まで

山梨県告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 中央市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 笛吹川都市計画下水道事業中央市公共下水道
- 三 事業施行期間 令和七年三月二十七日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 中央市浅利字沼久保の一部
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 甲斐市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画公園事業 五・四・一号 赤坂台総合公園
 - 三 事業施行期間 令和七年三月二十七日から令和十年三月三十一日まで
 - 四 事業地
- 1 収用の部分 山梨県甲斐市竜王地内
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 中央市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画下水道事業中央市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年二月二十三日から令和十二年三月三十一日まで